

一般財団法人石田實記念財団 研究奨励賞規程

第1章 総 則

第1条 本規程は、一般財団法人石田實記念財団（以下、財団という）の選考委員による選考委員会で選考の上、理事会の承認を経て決定する研究奨励賞に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 選考委員

第2条 選考委員は、学識・経験者より構成する。

第3章 研究奨励賞

第3条 研究奨励賞は、今までの研究成果（現在、研究中のテーマを含む）に対して業績を称え、贈呈する。

第4条 研究奨励賞は、次の候補者を対象とする。

- (1) 環境、システム及び工学一般分野に於いて情報通信に関連する研究及び開発に従事し、その成果が情報通信産業の進歩発展に貢献または期待できると考えられる研究者、教育者またはそのグループとする。
- (2) 年齢は、30歳乃至50歳程度までとする。

第5条 研究奨励賞は、毎年10件程度選考の上、理事会の承認を経て決定する。

第6条 研究奨励賞は、研究発表会後の奨励賞贈呈式にて贈呈する。

第7条 研究奨励賞として賞状、賞金及び記念品を贈呈する。

附 則

（施行期日）

この規程のE版は、平成25年 4月 1日から施行する。

沿革

副番	改定日	改訂要旨	作成	検認
A	平成15年4月1日	・新規制定	菊地	佐藤(利)
B	平成16年3月12日	・第4条の「情報通信科学及び技術」を「情報通信科学、技術及び環境、システム」に変更	菊地	佐藤(利)
C	平成17年4月26日	・第4条(1)「情報通信科学、技術及び環境、システム・・・」を「環境、システム及び工学一般分野に於いて情報通信に関連する・・・」 (2)「年齢は、45歳程度」を「年齢は、30歳乃至40歳程度」に変更	菊地	佐藤(利)
D	平成23年6月9日	・財団名から(實)の標記を削除 ・第4条(1)「情報通信科学、技術及び環境、システム・・・」を「環境、システム及び工学一般分野に於いて情報通信に関連する・・・」 (2)「年齢は、30歳乃至40歳程度」を「年齢は、30歳乃至50歳程度」に変更	桜井	根元
E	平成25年4月1日	・財団名を一般財団法人石田實記念財団に変更		